**○政治資金適正化委員会告示第六十七号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十月十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 氏　名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|---|---|---|---|
| 一六九三 | 久保太公矢　二五、九、二四 | 本人からの申請 | |

**○法務省告示第三百八十一号**

栃木県芳賀郡芳賀町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十五年十月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

栃木県芳賀郡南高根澤村大字上稲毛田千百三番地　矢口　敏雄

**○法務省告示第三百八十二号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年十月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

| 氏　名 | ニコラス・ピーター・リンガード |
|---|---|
| 生年月日 | 千九百八十一年四月二日 |
| 国　籍 | オーストラリア |

**○法務省告示第三百八十三号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年十月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

| 氏　名 | 安達　知彦 |
|---|---|
| 生年月日 | 千九百七十三年六月六日 |
| 国　籍 | 日本国 |

**○法務省告示第三百八十四号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国イリノイ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年十月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

| 氏　名 | 牧野　里歌 |
|---|---|
| 生年月日 | 千九百六十八年一月十一日 |
| 国　籍 | 日本国 |

**○法務省告示第三百八十五号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年十月十七日

法務大臣　谷垣　禎一

| 氏　名 | ロス・ハワード |
|---|---|
| 生年月日 | 千九百七十五年三月六日 |
| 国　籍 | 連合王国 |

**○厚生労働省告示第三百三十四号**

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十五年十月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

| 品種又は品目 | 名　称 | 申　請　者 |
|---|---|---|
| なたね | 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネＭＯＮ８８３０２系統 | 日本モンサント株式会社 |

**○厚生労働省告示第三百三十五号**

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である千葉県薬剤師会検査センターについて、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十五年八月一日をもってその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十月十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

| 変更前の試験検査を行う事業所の所在地 | 千葉県千葉市中央区出洲港十四番十二号 |
|---|---|
| 変更後の試験検査を行う事業所の所在地 | 千葉県千葉市緑区大野台二丁目三番三十六号 |

**○農林水産省告示第二千六百五十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市城川町窪野二七四七の一、二七八六から二七八八まで、二七九〇から二七九二まで、二七九四、二八一一の一、三三六七、三三六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町窪野二七四七の一・二七八六から二七八八まで・二七九〇から二七九二まで・二七九四・二八一一の一・三三六七・三三六八（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千六百五十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町田河内字イド谷五一八、五二二、字ヨコゲサワ五二九の一、五二九の二、字水舟五三二の一（次の図に示す部分に限る。）、五三二の一二、五三三の一、五三三の三、五三三の五、字ショガフチ六六〇・字ヲクサワ六七四・六七六・字カンゾウサワ六七九の三・六八〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千六百六十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区日向字トコロノオ一六四六、一六五一の一から一六五一の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）